

兵庫県屋外広告物条例施行規則の一部改正について

兵庫県屋外広告物条例施行規則の一部が改正されました。主な改正内容は以下のとおりです。

1. 施行日：平成20年7月1日（公布日：平成20年1月29日）

2. 主な改正内容

(1)発光ダイオードを利用するもの（以下「LEDサイン」という。）を使用する広告物に係る許可の基準の改正

ア 表示面積について

壁面を利用するもの

許可の基準となる表示面積の算定にあつたては、LEDサインを使用した広告物等の表示面積に4を乗じて得た面積により算定する。

自己の敷地に建植えるもの

【広告板】1方向の表示面積は5㎡以下とし、かつ、表示面積10㎡以下。

【広告塔】それぞれ接する2方向の表示面積の合計は7.5㎡以下とし、かつ、表示面積15㎡以下。

イ 自己の敷地に建植えるものの地上からの高さについて

商業系地域（ ）にあつては、広告物等の上端の地上からの高さは10m以下とする。

商業系地域以外の地域にあつては、広告物等の上端の地上からの高さは5m以下とする。

商業系地域：都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域をいう。

ウ 交通信号機に対する配慮について

交通信号機からの距離が50メートル以下の場合にあつては、広告物等の上端の地上からの高さは5m以下とする。

エ 屋外広告物許可等申請書について

屋外広告物許可等申請書様式第1号の一部改正（裏面参照）

(2)広告物等による公衆に対する危害の防止策に係る改正

広告物等の表示又は設置に係る許可の期間の更新を受けようとする者が提出すべき屋外広告物自己点検結果報告書の様式を改正する。（裏面の新様式を参照）

3. 経過措置

この改正規則の施行の日前に適法に表示され、又は設置されていた広告物等で、施行日以後に引き続き表示され、又は設置されているもののうち改正後の基準に適合しなくなるものについては、施行日から5年間は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4. その他

詳細については、以下のアドレス（兵庫県庁のホームページ内）に掲載しています。

http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd23/wd23_000000039.html

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課緑の地域環境係
電話 代表078-341-7711（内線：4852）

様式第1号 アンダーライン部分の追加
別紙

(略)		
ネオンサイン等	ネオンサイン等の使用	有 無
	ネオン管の露出しているネオンサインの使用	有 無
	LEDサインの使用	有 無
	光源の点滅・動き・輝度の変化	急速 急速でない 無
(略)		

様式第2号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

屋外広告物自己点検結果報告書

年 月 日

表示・設置年月日		年 月 日	
点検年月日		年 月 日	
点検者	住所		
	氏名	⑧	
	担当部署	電話() ー 番	
点 検 の 概 要	点検項目	点検結果	改善の概要
	取付(支脚)部分の変形又は腐食	良 要改善	年 月
	取付(支脚)部分の周辺の壁面等のき裂	良 要改善	年 月
	主要部材の変形又は腐食	良 要改善	年 月
	ボルト、ビス等のさび、緩み又は脱落	良 要改善	年 月
	溶接部のき裂又は腐食	良 要改善	年 月
	塗料等のはく離	良 要改善	年 月
	コーキング材の老朽化	良 要改善	年 月
	表示面の汚染、退色又ははく離	良 要改善	年 月
	表示面の破損	良 要改善	年 月
	ネオンサイン等の取付状態	良 要改善	年 月
その他特に点検した箇所	良 要改善	年 月	

備考 所定の欄に記入の上、該当事項を○で囲んでください。